

令和二年六月十九日受領
答弁第二三六号

内閣衆質二〇一第二三六号

令和二年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員浅野哲君提出保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野哲君提出保育所における食物アレルギーへの対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

保育所における食物アレルギーを有する子供への対応については、保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）において、「食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと」、「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること」等としているほか、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（二十九年改訂版）」（平成三十一年四月厚生労働省作成）において、「給食の提供を前提として、食物アレルギーのない子どもと変わらない、安全・安心な生活を送ることができるよう、調理室の設備、人的環境など、安全に提供できる環境・体制を整備する」等としているところである。

また、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成二十九年四月一日付け雇児保発〇四〇一第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」においては、「保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修」である「保育士等キャリアア

「食育・アレルギー対応」に係る研修を行うよう
「専門分野別研修」の一つとして、
「食育・アレルギー対応」に係る研修を行うよう
示しているところである。

政府としては、引き続き、保育所における食物アレルギーを有する子供への適切な対応が図られるよう、
地方公共団体や保育所における取組を促してまいりたい。